

○恵庭市技能功労者表彰実施要綱

平成11年1月7日

実施

恵庭市技能功労者表彰実施要綱の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、技能を通じて市の産業の発展に功労顕著な者を表彰することによって、広く社会に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の社会的及び経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰の対象者は、次の各号の条件の全てを満たす者のうち市長が特にその功労が顕著である認めた者とする。

- (1) 本市に居住し、表彰の行われる日現在、市内の事業所に就業する者
- (2) 技能が極めてすぐれており、市の産業発展に貢献した者
- (3) 表彰の行われる日現在、同一職種に25年以上の実務経験を有している者
- (4) 職業を通じて後進技能者の技能の指導を行い、あるいは技能者の育成に寄与した者
- (5) 勤務成績及び日常行為において他の技能者の模範と認められる者
- (6) 禁錮以上の刑に処されていない者

2 技能に関する工夫改善等により技能者の地位の向上及び産業の発展並びに生産性の向上に寄与し、表彰に値すると認められる者は、前項第2号から第6号までの規定にかかわらず表彰することができるものとする。

(対象職種)

第3条 表彰の対象となる職業部門及び職種は、別表のとおりとする。ただし、市長が適当と認めたときは、これ以外の職種についても表彰の対象とできるものとする。

(表彰の方法等)

第4条 表彰は、市長が被表彰者に表彰状及び記念品を授与して行うものとする。

2 被表彰者の数は、毎年5人以内とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 表彰は、毎年11月10日の「技能の日」に行う。ただし、特別の事情があるときは、別に期日を定めて行うことができる。

(推薦の方法)

第5条 別表に掲げる職種の団体及び企業は、次に掲げる書類を毎年8月31日までに市長に提出するものとする。

- (1) 被表彰該当者名簿（1号様式）
- (2) 推薦調書（2号様式）
- (3) 履歴書（3号様式）
- (4) 本市に居住していることを証する書類

(審査委員会)

第6条 前条の規定により推薦された者からの被表彰者の選考は、恵庭市附属機関設置条例（令和5年条例第27号）別表第1に規定する恵庭市技能功労者選考審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

(委員)

第7条 審査委員会は、5人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者に市長が委嘱する。ただし、同一団体から複数の委員に委嘱する場合は、1団体につき2人以内とする。

- (1) 有識者
- (2) 市長が必要と認める者
- (3) 市長が適当と認める職にある職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第8条 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審査委員会は、委員の過半数で成立し、議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第10条 審査委員会の庶務は、経済部商工労働課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年1月7日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年8月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年12月6日から実施する。

別表

職業部門及び職種

職業部門	職種
1 金属材料製造	鋳物工、圧延工、伸線工、熱処理工、その他金属材製造従事者
2 金属加工及び機械組立修理並びに計器光学機器組立修理	金属切削工作機、金属プレス、溶接工、製缶・鉄工・びよう打工、ブリキ職・板金工、メッキ工、手仕上工、その他金属加工従事者、機械組立工、機械修理工、時計組立・修理従事者
3 電気機械器具組立修理及	電気機械器具組立工・修理工、電組被装工、その他電気機械器具

び電気従事者	組立修理従事者 電線架線工、その他電気従事者
4 運輸機械組立修理	自動車組立工、自動車修理工、その他運輸機械組立修理従事者
5 建設	大工、屋根職、左官、とび職、レンガ積工・タイル張工、配管工、タタミ職、その他建設従事者
6 窯業・土石製品製造	窯業原料工、セメント製造業、セメント製品製造工、その他窯業・土石製品製造作業
7 その他	1～6に属さない技能的職種（印刷工、文選・植字工、製版工、パン菓子製造工、麺類製造工、豆腐・こんにゃく製造工・味噌・醤油製造工、その他飲食料品製造作業、表具師、洋装工、洋服仕立工、塗装工、家具・建具職、裁断工、理容・美容師、調理人等） その他技能功労にふさわしい職種

(1号様式)

年 月 日

恵庭市長 様

団体名
代表者氏名

恵庭市技能功労者被表彰該当者名簿の提出について

次の者は技能功労者表彰を受けるにふさわしい者と認められますので、推薦調書を添えて提出します。

記

被表彰者名簿

氏 名	住 所	生年月日	勤 務 先	職 種

※ 名簿の提出にあたりまして、該当者が必ずしも表彰されるとは限りませんのでご承知願います。

(2号様式)

推 薦 調 書

職 種 名					勤務する 企業名		
職 名					本 籍 地		
フリガナ					現 住 所		
氏 名					受 賞 歴		
生年月日	年 月 日 (歳)				免許・ 資格等	免 許 ・ 資 格 等	取得年月日
最終学歴							
訓 練 歴							
経 歴	職 種	在職期間	勤 務 先	在 職 年 数	資格等		
技 能 者 概 要	1. 技能の優秀性についての事項						
	2. 技能者としての現役についての事項						
	3. 後進の指導育成等についての事項						
	4. 技能に関する工夫・改善等についての事項						
	5. その他						
注 (1～5の事項に関する業績を立証する資料を添付して下さい)							
推薦団体	所在地 団体名					代表者	採 ・ 否

(3号様式)

写真貼付

(書類提出6か月以内に
撮影した脱帽・上半身像の
もの)

履 歴 書

本 籍 地
現 住 所
氏 名
生年月日

学 歴
1. 年 月 日

学 校 卒 業

職歴
1. 年 月 日
1. 年 月 日
1. 年 月 日
1. 年 月 日
1. 年 月 日

賞 罰

上記のとおり相違ありません。

氏 名